

大網白里市立小・中学校再編基本方針

大網白里市教育委員会は、大網白里市立小中学校における学校規模の適正化及び適正配置を図るため、「大網白里市立小・中学校再編基本方針」を次のとおり定めます。

令和4年5月17日
大網白里市教育委員会

Ⅰ 基本方針について

(1) 基本方針策定の背景

日本全体が少子高齢化社会を迎える中、本市においても、人口減少に加え、少子高齢化が進行しています。少子化の影響により、児童生徒数の減少が進んでおり、複数の市立小中学校において小規模化が顕著になってきています。

学校規模の適正化が課題となる背景として、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられているためです。

文部科学省からは、学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実が求められているところであり、本市においては、今後も引き続き、児童生徒数が減少していくことが見込まれています。

また、児童生徒数の減少が見込まれることに加え、多くの学校で施設の老朽化という課題に直面していることから、小中学校の再編について具体的に検討し、現に教育を受けている子どもたち、そして、未来において教育を受ける子どもたちのため、住民の皆様とともに共通理解を図り、将来のビジョンを共有しながら、学校規模の適正化や適正配置について方向性を示す必要があります。

そこで、大網白里市教育大綱で掲げる「心身ともに健康で、創造性に富んだ子どもたちの育成」を実現させるため、大網白里市立小・中学校再編基本方針（以下、「基本方針」という。）を策定するものです。

(2) 小中学校の再編における基本方針の位置づけ

基本方針は、再編を実行に移すための基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定するための基礎となるものです。基本方針において、大網白里市教育委員会が定める適正規模を基に、適正規模を満たしていない学校を示します。今後は、それらの学校を中心に再編の検討を進め、基本計画を策定していきます。

なお、再編の検討にあたっては、大網白里市教育委員会の諮問機関として、「(仮称)大

網白里市立小・中学校再編審議会（以下、「審議会」という。）を設置し、審議会からの答申を受けながら基本計画を策定いたします。審議会は、大網白里市教育委員会からの諮問を受けて、学校再編の要否についての審議や再編に向けた計画・スケジュールに対する助言等を行う予定です。

(3) 基本方針の策定までの経緯

基本方針の策定にあたり、副市長及び庁内の関係課長を構成員とする公立小・中学校再編検討会議や教育委員との協議を経て、令和3年12月の定例教育委員会において、大網白里市教育委員会が定める学校の適正規模について決定しました。

また、令和4年4月下旬から5月上旬にかけて、本基本方針（案）に対するパブリックコメントを実施し、広く住民の皆様の意見を伺いました。

2 再編の基本方針

(1) 適正規模について

① 大網白里市教育委員会が定める学校の適正規模について

学校の適正規模とは、児童生徒数の推移や今後の推計、児童生徒の学習環境、地域の特性など様々な要因について、総合的に判断して定義づけた「望ましい学級数」のことをいいます。

学校教育法施行規則では、学校規模の標準は、12学級以上18学級以下（小中学校共通）が標準とされていますが、「特別の事情があるときはこの限りではない」という弾力的なものとして定められております。また、平成27年に文部科学省から示された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」においては、小学校は1学年2学級以上、中学校は1学年3学級以上が望ましいと示されています。

これらを踏まえ、大網白里市教育委員会では、文部科学省から発出された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を参考に、また、今後の児童生徒数の推移を考慮し、加えて「学校教育法施行規則で定める標準学級数12学級以上18学級以下」を参酌した上で、クラス替えをすることができる規模以上、18学級未満を適正規模とし、大網白里市教育委員会が定める学校の適正規模を次のとおり決めました。

○小学校・・・12学級以上18学級以下

○中学校・・・6学級以上18学級以下

② 適正規模を「クラス替えをすることができる規模以上」とした理由について

文部科学省から発出された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」においても示されているとおり、小学校は各学年でクラス替えが可能となり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編制したり、同学年に複数教員を配置したりするこ

とが可能となる12学級以上が望ましいと考えるためです。

中学校については、同手引きにおいて、クラス替えが可能だけでなく、免許外指導を無くし、全ての授業で教科担任による学習指導が可能となる9学級以上の確保が望ましいとされていますが、本市では各中学校の学区の範囲が広く、統廃合等によって再編することが容易ではないことに加え、6学級での学校運営は白里中学校で現に実現していることから、クラス替えをすることができる規模以上としました。

③ 大網白里市教育委員会が定める学校の適正規模を満たしていない学校

令和3年度における各小中学校の学級数を大網白里市教育委員会が定める学校の適正規模に照らした場合に、適正規模未満となっている学校は次のとおりです（建制順、通常学級数は令和4年3月時点のものです。）。

- 増穂小学校 [通常学級数 10]
- 白里小学校 [通常学級数 9]
- 大網東小学校 [通常学級数 10]
- 増穂北小学校 [通常学級数 8]
- 季美の森小学校 [通常学級数 6]

また、令和3年度時点では、適正規模を満たしていますが、数年以内に適正規模を下回る見込みの学校は次のとおりです（通常学級数は令和4年3月時点のものです。）。

- 白里中学校 [通常学級数 6]

④ 学校の適正規模や推計の見直しについて

今後、市内で生まれる子どもや転出入する子どもの数について、現時点では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も加わり、高い精度で推計することが困難な状況であることから、今後も児童生徒数の推計を注視し、5年後に見直しを行います。

見直しを行う時点での実際の子どもたちの人数に基づいて、大網白里市教育委員会が定めた学校の適正規模が適正であるか判断するとともに、学校の適正規模を満たしていない学校について、改めて判断を行います。

(2) 学校規模の適正化や適正配置に関する基本的な考え方

① 教育的な観点

学校の果たす役割を再確認し、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的に、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、

切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要となります。

そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスの取れた教職員集団が配置する必要があることから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

また、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するため、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から分析し、学校規模の適正化や適正配置を進めていきます。

②地域コミュニティの核としての性格への配慮

小中学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有し、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っていることから、地域住民の理解と協力を得ながら、学校規模の適正化や適正配置を進めていきます。

③遠距離通学の対応など、過重な物理的・経済的負担の軽減

小中学校の再編により、物理的・経済的負担が生じ、又は増加することが懸念されます。このような負担に対しては、関係者の意見を伺いながら、可能な限りその軽減に努めます。特に、遠距離通学については、公共交通機関の活用やスクールバスの導入の検討をしていきます。